

ソフトウェア開発と刑事事件

2012年6月20日

昨今、高いソフトウェア開発技術を有する人材が、なんらかの犯罪の容疑で逮捕される事件が相次いでいる。これはインターネット利用の浸透により情報伝達の手段が簡便化され、なんらかの犯罪による被害が急速に拡大しやすい傾向にあるので、速やかに被害者を救済するためなのか、一見すると容疑が分かりづらい強引な逮捕も見受けられるようになった。

本稿では、実際の事件を例に挙げて、ソフトウェア開発にまつわる如何なる行為が犯罪に当たるのか、まとめていきたい。

ソニーBMG、バックドア入り音楽CD販売事件

これは2005年に発覚した事件で、「XCPコンテンツ保護ソフトウェアを収録するCD」がその目的のために、パソコンにCDを挿入すると、ユーザの同意無く削除困難なバックドアを仕掛け、情報をソニーBMGに送信するというもの。アメリカのテキサス州で「スパイウェア規制法」違反で提訴されたが、不起訴。

その後、ライセンス違反など様々な問題が露呈し、いくつかの州で損害賠償訴訟がソニーBMGに対して起こされ、ソニーBMG側が敗訴して損害賠償金を支払うことで和解している。

日本でもこの音楽CDを購入することは可能であったが、警察がこれを問題視した形跡はなく、無論ソニーBMGは逮捕などもされていない。なぜなら、不利益を被るのは消費者であり、その損害も大きくないこともあるだろうが、これを罰する法律がそもそもないからである。例えば、消費は業務ではないので、消費者に対する「偽計業務妨害罪」は適用できない。

とは言え、ソニーは日本でも当該CDの交換に応じるなど、ある程度の社会的責任は果たしたと思われる。同時に、こういうことをすると社会的信用を失い、音楽コンテンツそのものの魅力を減じ、市場そのものを縮小させ、多大な社会的制裁を受けたとも考えられる。

岡崎市立図書館事件

これは2010年、愛知県岡崎署が38歳男性を、岡崎市立図書館のウェブサイトをつなぎにくくした「偽計業務妨害罪」の容疑で逮捕した事件。

このニュースを見た当時、非常に驚いた。なぜなら、サーバ管理者である筆者にとって、ある個人がウェブサイトを繋がりにくくするなどということが簡単に出来てしまうということは、そもそも、岡崎市立図書館のウェブサイト自体の不具合であり、行政サービスとしての努力義務を怠っているだけにしか思えないからである。

現に、この男性は、岡崎市立図書館の愛用者であり、ウェブサイトの使いにくさを自作のプログラムを使って補っていたに過ぎないのである。悪意なども存在しない。配慮が足りないとしたら、ウェブサイトの利用者が自分一人だけではなく他者もいることを十分認識し、過負荷をサーバに与えないプログラミング上の工夫などの倫理上の行動規範だけだろう。しかし、一度の警告もなく逮捕されたのである。これでは、おちおち多少ラクするためのコーディングも出来やしない。

そして、20日の拘留と取り調べののち、起訴猶予処分となった。

むしろ、誤認逮捕ではないかと思われるが、そうはならなかった。

ちなみに、サーバに対する「偽計業務妨害」については他にも多くの事例があり、いずれも悪意や悪徳な目的を伴うものであるので、ここで紹介するほどのものではないとする。

コンプガチャ景品表示法違反問題

これは2012年、グリーやモバゲーなどが展開していたアイテム課金されるゲームにて、アイテムの収集によって莫大な利益を得ていた問題。

消費者庁が「不当景品類及び不当表示防止法」として注意喚起した。こうした、詐欺罪を適用するには難しい商行為については、いきなり逮捕されたりはせず「注意」や「警告」や「措置命令」の行政措置がなされる。よって、このケースは刑事事件に発展していない事例として紹介した。

このケースの場合、これらの企業の株価が急落する、この商行為の継続が難しくなるなどの一定の損害も被っている一方で、これまでに得た莫大な利益は「儲け逃げ」で済んでしまう。

そもそも、企業倫理として、何も無いところから、こんなに儲かる商売はいかがわしいと考えないのがどうかしている、と個人的には思ってしまうが、こんな意味の無いつまらない（と個人的に思う）ゲームに何万円もつぎ込む利用者がいるというのだから、どっちもどっちだ。しかし、金銭感覚の未熟な未成年者がこのゲームに興じ、その保護者に多額の請求が来て、苦情を消費者庁に寄せるというケースが多いとのことで、親の教育も悪い。

Winny作者、著作権侵害行為幫助事件

Winnyの作者、金子勇（東京大学大学院情報理工学系研究科助手、現在は株式会社SkeedでSkeedCast等を開発販売）が、著作権侵害行為幫助の容疑で2004年に逮捕された。

非常に長い公判を経て、2011年無罪が確定した。

Winnyはファイルをサーバ無しで共有する分散型システムを実現するソフトウェア。一見、匿名性がありそうなことから、多数の利用者が有償コンテンツのダウンロード目的に用いていた。しかし、設計上、利用者は自ずと違法アップロードに加担していることになる。

筆者は当時、セキュリティ的見地から、Winnyについては非常に迷惑しており「プログラマーとしてやっていいことと悪いことがある」と考えていた。つまり、せつかくのWinnyの技術の使いどころの想像力の欠如であるし、作者が不正利用者を煽って喜んでいるとも感じ、技術者以前にまず人間として倫理的な問題があると、今でも思っている。

しかし、作者本人が違法アップロード自体を行っていないなら、罪には問えないと考えていたので、逮捕のニュースを聞いたときには、著作権侵害行為の「幫助」という初めて聞く罪状に驚いた。それに、BitTorrentなどの同種のオープンソースソフトウェアも存在し、Winnyだけがそれを幫助しているわけでもなかった。

金子氏は結果的に無罪を勝ち取ったが、Winnyひとつで多くの時間を失ったと言える。

B-CASカードハッキング事件

これは本稿執筆時点で進行形の事件で、2012年、多田光宏（京都大学防災研究所職員）が、有料放送を契約せずに視聴できるようにハッキングし書き換えたB-CASカードを、自宅のテレビに差し込んだ「電磁的記録不正作出・同供用」の疑いで逮捕された。

便乗してこのようなB-CASカードで儲けようとした輩も続々と逮捕されているが、本稿の論点ではないし、逮捕されて当たり前なので割愛する。

問題は、2008年の時点でB-CASカードのハッキングに成功した（おそらく当人なのだろうと思うが）B-CASカードを販売する会社の運営者である。これは言うまでもなく、犯罪である。B-CASの運営が不透明・天下り先・独占禁止法違反と言われようが、それとこれとは関係ない。ここには、WOWOWなどの明確な被害者が存在し、偽計業務妨害罪だと思われる。そして、こうしたB-CASカードを販売して利益を得ることは、不正競争防止法違反だと思われる。加えて、こうしたB-CASカードを利用して、不正に有料放送を視聴したものは、窃盗罪にあたるのではないだろうか。

しかし、もし、B-CASカードのハッキングを試みて成功しただけならどうだろうか？それが罪に問われるものだとすると、それこそ、表現の自由の侵害である。

B-CASカードのハッキングに成功したなら、それはその脆弱性なので、肅々とIPA（独立行政法人情報処理推進機構）に届け出をすればよいだけなのである。

まとめ

悪用したり、不当に儲けようとすれば、逮捕されて当然である。

そして、個人は逮捕されやすい。それは、社会的責任の取り様が、企業とは根本的に異なるということもあるかもしれず、「見せしめ逮捕」のように見えても仕方ないだろう。

また、2012年10月より施行される改正著作権法によると、

1. 違法ダウンロードは親告罪であることには変更はないが、これには罰則が科せられるようになった。
2. DVDなどのアクセスコントロールの回避して複製することは、私的複製の範囲ではなくなった。但し、罰則規定はなし。

よって、また多くの「見せしめ逮捕」が見られるかもしれない。

最後に、プログラマーとしても、人としても、公序良俗に反しないような行動規範を心がけていれば、事細かに法律を知らなくても、逮捕されるようなことにはならないし、そうなることはない。

文責：山田 泰司